

国民健康保険の加入者のみなさんへ

令和2年度八百津町国民健康保険(国保)税の概要をお知らせします。

保険税の計算

国民健康保険税は、加入者のみなさんが病気やケガをしたときの医療費にあてられる貴重な財源です。また、経済的な不安もなく安心して医療を受けられるよう、私たちの健康を守ってくれる大切な制度です。

現在の国保財政は、高齢化の進展や医療の高度化等に伴い医療費が大幅に増加しており事業運営は大変厳しい状況にあります。国保の厳しい現状をご理解いただき、加入者の皆様が安心して医療を受けられるよう国保財政の円滑な運営のためご協力くださいますようお願いいたします。

年 税 額	医 療 分	限度額 63 万円	所得割	被保険者の前年の総所得額－基礎控除33万円	×	5.7%
			資産割	被保険者固定資産税額(土地・家屋)	×	30%
			均等割	被保険者1人あたり		29,000円
			平等割	1世帯あたり		27,000円
年 税 額	支 援 金 分	限度額 19 万円	所得割	被保険者の前年の総所得額－基礎控除33万円	×	1.9%
			資産割	被保険者固定資産税額(土地・家屋)	×	9.2%
			均等割	被保険者1人あたり		9,000円
			平等割	1世帯あたり		8,000円
年 税 額	介 護 分	限度額 17 万円	所得割	被保険者の前年の総所得額－基礎控除33万円	×	1.8%
			資産割	被保険者固定資産税額(土地・家屋)	×	10.9%
			均等割	被保険者1人あたり		12,000円
			平等割	1世帯あたり		8,000円

※ 介護分 … 40歳以上65歳未満の方のみ

保険税の賦課徴収方法

保険税は4月から翌年3月までの1年分を納期数(10回)に分け納付していただきます。前年より加入者がみえる世帯は5月に前年の年税額をもとにした仮算定通知(1~3期)を行い、8月に決定した年税額の本算定通知(4~10期)を行います。8月の本算定通知では決定した年税額から仮算定分を差し引いて7回で割った額を納付していただきます。

4月から新規で国保に加入した世帯は8月に決定した年税額の本算定通知(4~10期)を行います。年度途中で加入された場合は、年税額を加入月数で割って算出します。8月以降に届出されるとその翌月から課税となります。

また、保険税は世帯主課税のため世帯の加入者の保険税が全て世帯主に賦課されます。

【普通徴収(口座振替・納付書)】

1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
仮算定		本算定(千円未満の端数は8月で調整)							

【特別徴収(年金天引き)】

1期	2期	3期	4期	5期	6期
4月	6月	8月	10月	12月	2月
仮算定(仮徴収)			本算定(本徴収) (千円未満の端数は10月で調整)		

下記の全ての要件に該当する世帯は、年金からの特別徴収(年金天引き)をお願いしています。

- ① 世帯主が国民健康保険加入者である
- ② 世帯内の国民健康保険加入者全員が65歳以上75歳未満の世帯
- ③ 年額18万円以上の年金を受給されている方で、国民健康保険税と介護保険料との合算額が年額の2分の1を超えない方

特別徴収から口座振替への納付方法変更について

口座振替や納付書で納付されていた場合でも、特別徴収が優先されますが、納付方法変更申請書を提出することにより口座振替による納付(納付書による納付はできません)へ変更ができます。手続きには、ご本人確認のため運転免許証等、印鑑が必要になります。変更をされる方は町民課国民健康保険係までお申し出下さい。

(ただし、保険税の滞納がある場合は、特別徴収を継続する場合があります)

納付書の一括送付

納付書は一括で送付しています。各納付書の納期限までに、八百津町役場・各出張所及び指定金融機関で納めてください。全国のコンビニエンスストアでも納められます。手数料はかかりません。

※ 指定金融機関、コンビニ納付取扱店は納付書に記載されている通りです。

非自発的失業者の保険税軽減

倒産・解雇・雇い止めなどの非自発的な理由により離職された方の、国民健康保険税が軽減される制度が、平成22年4月から始まりました。

●次のすべての条件を満たす方が対象となります

- ・平成21年3月31日以降に離職され、離職時点で65歳未満の方
- ・雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者

●特定受給資格者・特定理由離職者の確認方法

- ・雇用保険受給資格者証の第1面「12離職理由」欄に記載のコードで確認します。
「特定受給資格者」理由コード…11・12・21・22・31・32
「特定理由離職者」理由コード…23・33・34 これらのコードが記載されている方が対象になります。

●軽減対象とならない受給資格者証についての注意事項

- ・受給資格者証の種類が「特例受給資格者証」や「高年齢受給資格者証」の方は、軽減の対象となりません。

●軽減内容

- ・離職日の翌日が属する月から翌年度末まで、離職者の前年の給与所得を30／100とみなして計算します。

●申告について

- ・理由コードが対象であることをご確認の上、役場本庁または各出張所で手続きをして下さい。(※ 持ち物 「認め印」)

保険税の軽減

世帯所得が一定以下の場合は、賦課される均等割、平等割が軽減されます。

《軽減判定基準》

7割軽減 世帯所得が33万円以下

5割軽減 世帯所得が33万円 + (被保険者及び特定同一世帯所属者の数 × 28万5千円)以下

2割軽減 世帯所得が33万円 + (被保険者及び特定同一世帯所属者の数 × 52万円)以下

※ 世帯所得とは擬制世帯主・特定同一世帯所属者の所得も含みます。

※ 特定同一世帯所属者は、後期高齢者医療制度への移行により、国民健康保険の資格を喪失された方が、喪失日以降も継続して同一の世帯に属していることをいいます。ただし、世帯主変更、転出、死亡、転居等の異動があった場合は特定同一世帯所属者でなくなります。

※ 65才以上の年金所得者の軽減判定は、年金所得より15万円控除します。

※ 所得の申告のない世帯は、軽減が受けられませんので、所得がなくても必ず申告してください。

国民健康保険税の納期と納付方法について

納付書または口座振替でお支払いいただく場合(普通徴収)の納期限は次のとおりです。

町税等の納付には便利な口座振替をご利用下さい。お申し込みは役場本庁、各出張所、金融機関にある口座振替依頼書をご提出下さい。

1期	令和2年6月1日	5期	令和2年9月30日	9期	令和3年2月1日
2期	令和2年6月30日	6期	令和2年11月2日	10期	令和3年3月1日
3期	令和2年7月31日	7期	令和2年11月30日		
4期	令和2年8月31日	8期	令和2年12月25日		

*原則として5月から2月までの毎月末(金融機関の休日の場合は翌月最初の営業日)が納期限となります。

*世帯主を変更すると国民健康保険税の納税義務者も変更になりますので、口座振替についても再度新しい世帯主の名前での申し込みが必要となります。

*口座振替は一度申し込みをいただきますと、廃止の届出がなければ次年度以降も有効となります。国保を脱退された後であっても自動的に口座振替が廃止にはなりませんのでご注意ください。

国民健康保険税に関する質問

Q 前年度と比べて保険税が高くなっていますがなぜですか？

A 保険税が前年度に比べ増額となるには以下の理由が主にあげられます。

- ① 国保加入者の所得が昨年に比べ増えたため所得割が増額した。
- ② 国保加入者の所得が昨年に比べ増えたため均等割、平等割の軽減割合が変更した。
- ③ 国保加入者が増えたため所得割、均等割が増額した。

※ 今年度の所得割は令和2年に申告いただいた平成31年1月～令和元年12月分の所得をもとに計算しています。
今現在所得のない方でも平成31年1月から令和元年12月の1年間に所得があればそれに応じた所得割が発生します。

Q 国民健康保険に加入していないのに通知がきました。なぜですか？

A 国民健康保険税は世帯主課税となっており、世帯の中に国保加入者がいれば世帯主の方に通知を送ります。この場合保険税に世帯主の所得割などは含まれていません。

Q 社会保険に加入したのに保険証や納税通知書が送られてくるのはなぜですか？

A 国民健康保険を脱退する手続きをしていないためです。国民健康保険は自動で脱退することはできません。脱退の届け出を出していただく必要があります。会社の健康保険証と国民健康保険証、印鑑、ご本人確認できる運転免許証等をもって役場本庁又は出張所までお越し下さい。